

令和2年度 第2回飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会
書面決議資料 (9/25 付 追加補足説明)

【蟹江線】

協議内容	①運行系統の新設 ②運行回数の変更 ③運行時刻の変更
変更理由	利用者及び住民からの要望
実施予定日	令和2年10月1日(木)
①運行系統の新設	別紙「時刻表(蟹江線 平日)」を参照、「蟹江1」便 *系統番号2-⑦「近鉄蟹江駅前」～「飛島村役場」 ・5:25「飛島村役場」発 蟹江1便 ・運行距離 7.6km ・平日1便/日
②運行回数の変更	別紙「運行系統及び運行回数」「時刻表」を参照 *系統番号2-①「近鉄蟹江駅前」～「新政成神社」～「公民館分館」 ・平日2便/日から1便/日 *系統番号2-②「近鉄蟹江駅前」～「飛島村役場・新政成神社」～「公民館分館」 ・往路平日19便/日から23便/日(休日変更なし) ・復路平日17便/日から19便/日(休日変更なし) *系統番号2-⑥「近鉄蟹江駅前」～「飛島村役場」～「新政成神社」 ・往路平日3便/日から4便/日・休日2便/日から3便/日 ・復路平日5便/日から7便/日・休日2便/日から3便/日 【一日合計】 *蟹江方面 ・平日24便/日から29便/日 ・休日14便/日から15便/日 *分館方面 ・平日26便/日から30便/日 ・休日14便/日から15便/日
③運行時刻の変更	別紙「時刻表」参照 ・青字箇所が運行時刻変更
運賃・料金 【変更なし】	大人200円・小児100円(臨海部経由は400円)
運行日 【変更なし】	毎日

【蟹江線説明】

- ①運行系統の新設（別紙「運行系統及び運行回数」「時刻表 蟹江線（平日）」を参照）
内容）利用者、住民からの要望により、5:25「飛島村役場」発「近鉄蟹江駅前」
着の「蟹江1」便を系統新設（増便）する。

理由）運行管理面、費用、利用見込みを考慮し、「新政成神社」発ではなく、新たに「飛島村役場」を起点とする系統を設ける。

- ②運行回数の変更（別紙「運行系統及び運行回数」「時刻表」を参照。増便は赤字箇所）

*系統2-①

内容）平日2便／日から1便／日とする。

理由）7:25「近鉄蟹江駅前」発の「分館2」便を、新たに「飛島村役場」を経由する便に変更するため、系統2-①が1便減るもの。

*系統2-②

内容）往路平日19便／日から23便／日とする。（休日は変更なし）

復路平日17便／日から19便／日とする。（休日は変更なし）

理由）往路（分館方面）において「分館2」便が系統2-①から変更、また、「分館6」「分館20」「分館24」便をそれぞれ増便するため。

復路（蟹江方面）においては「蟹江21」「蟹江25」便を増便するため。

*系統2-⑥

内容）往路平日3便／日から4便／日に、休日2便／日から3便／日とする。

復路平日5便／日から7便／日に、休日2便／日から3便／日とする。

理由）往路平日 23:00「近鉄蟹江駅前」発「分館30」便を増便するため。

往路休日 22:00「近鉄蟹江駅前」発「分館15」便を増便するため。

復路平日 6:25「新政成神社」発「蟹江3」便及び8:00「新政成神社」発「蟹江7」便を増便するため。

復路休日 6:30「新政成神社」発「蟹江1」便を増便するため。

新政成神社を起終点とする便を朝と夜を中心に増便することで、朝は渋滞回避、夜は利用状況に応じた効率的な運行を図るため。

- ③運行時刻の変更

内容）別紙「時刻表」を参照。青字で表示部分が時刻変更箇所

理由）接続する近鉄のダイヤとの調整、前後のバスとの運行調整により、運行時刻を見直す。

【名港線】

協議内容	<p>①運行系統の新設 ②運行回数の変更 ③発着点の変更</p>
変更理由	利用者及び住民からの要望
実施予定日	令和2年10月1日（木）
①運行系統の新設	<p>別紙「時刻表（平日）」を参照、「名港3」便 ＊系統番号1-⑨「名古屋港」～「公民館分館・NCB北」～ 「公民館分館」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7:18「名古屋港」発 「公民館分館」行き「名港3」便 ・運行距離 20.5 km ・平日1便／日
②運行回数の変更	<p>別紙「運行系統及び運行回数」を参照 ＊系統番号1-⑥「名古屋港」～「公民館分館・三菱自工前・公民館分館」～ 「名古屋港」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日14便／日から8便／日・休日13便／日から7便 <p>＊系統番号1-⑧「公民館分館」～「三菱自工南・公民館分館」～ 「名古屋港」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・往路平日4便／日から7便／日・休日2便／日から6便／日 ・復路平日0便／日から3便／日・休日2便／日から4便／日 <p>【一日合計】 ＊平日26便／日から27便／日（休日変更なし）</p>
③発着点の変更	<p>別紙「時刻表」を参照 ＊平日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名港12便・15便・26便 ⇒「名古屋港」発を「公民館分館」発に ・名港3便・7便・9便・10便 ⇒「名古屋港」着を「公民館分館」着に <p>＊休日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名港7便・9便・12便・13便 ⇒「名古屋港」発を「公民館分館」発に ・名港3便・6便 ⇒「名古屋港」着を「公民館分館」着に
運行時刻の変更 【変更なし】	別紙「時刻表」のとおり
運賃・料金 【変更なし】	大人500円・小児250円（臨海部のみは200円）
運行日 【変更なし】	日曜日・12/30～1/3

【名港線説明】

①運行系統の新設（別紙「運行系統及び運行回数」「時刻表」を参照）

内容) 利用者からの要望により、7:18「名古屋港」発「公民館分館」着の「名港3」を系統新設する。

理由) 主な利用者である企業従業員の通勤実態に応じ、効率的な運行とするため、「公民館分館」を終点とする。

②運行回数の変更（別紙「運行系統及び運行回数」「時刻表」を参照。増便は赤字箇所）

*系統1-⑥

内容) 平日14便/日から8便/日・休日13便/日から7便/日とする。

理由) 平日「名港7」「名港9」「名港10」便を「公民館分館」終点に、「名港12」「名港15」「名港26」便を「公民館分館」起点に変更する。①同様、通勤実態に応じた起終点とする。

*系統1-⑧

内容) 往路平日4便/日から7便/日・休日2便/日から6便/日とする。

復路平日0便/日から3便/日・休日2便/日から4便/日とする。

理由) 上記系統1-⑥の起終点変更により1-⑥の減少分が1-⑧になるため。

③発着点の変更

内容) ①②と同様、企業従業員の通勤実態を鑑み、効率的な運行を図るため、「名古屋港」「公民館分館」の発着点を変更する。